



健康 Information

問 市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

基本健康診査およびがん検診等日程(10月) 9時から10時45分までの完全予約制です!

実施日	会場	基本健康診査	肝炎 ウイルス 検診	がん検診					骨粗 しょう症
		特定健康診査 39歳以下健康診査		胃	大腸	肺	乳	子宮	
10月1日(木)	米原市役所 (本庁舎)	●	●	●	●	●			
10月2日(金)		●	●	●	●		●	●	
10月3日(土)	愛らんど	●	●	●	●		●	●	
10月5日(月)		●	●	●	●	●	●	●	
10月17日(土)	米原市保健センター (ルッチプラザ内)	●	●	●	●	●	●	●	●
10月20日(火)		●	●	●	●		●	●	
10月21日(水)	近江学びあい ステーション	●	●	●	●	●	●	●	
10月22日(木)		●	●	●	●		●	●	
10月23日(金)	米原市役所 (本庁舎)	●	●	●	●	●	●	●	
10月24日(土)		●	●	●	●	●	●	●	
10月26日(月)		●	●	●	●	●			

※すべての健診(検診)は予約制です。受診を希望する人は、必ず事前に健康づくり課へお申し込みください。

※2日(金)、22日(木)は生後4カ月から就学前の子どもの託児ができます。実施日の3週間前までに健康づくり課へお申し込みください。

※会場内の混雑を避けるため、受付日時の厳守にご協力ください。



▲詳しくはこちら
(健康診査・
がん検診ガイド)



▲ご予約はこちら
(申込フォーム)

一人で悩んでいませんか? 9月10日~16日は自殺予防週間です

ストレスや不安を抱えやすい今、もし、あなたが悩みや不安を抱えて困っていたら、一人で抱え込まず、まずは相談してください。電話をかけることが難しい場合は、SNSでも相談できます。

【電話相談窓口】

**滋賀
いのちの電話**
☎077-553-7387
10時~20時30分
(金・土・日・月)

**こころの
電話相談**
☎077-567-5560
10時~12時
13時~21時
(年末年始除く毎日)

**こころの健康相談
(市 健康づくり課)**
☎53-5125
9時~16時45分
(祝日・年末年始
除く月~金)

【SNS相談窓口】

滋賀県LINE相談
「こころのサポートしが」
16時~24時
(毎日)



NPO法人
自殺対策支援センターライフリンク
LINE「生きづらびっと」
8時~22時30分
(毎日)
※月・金は
6時~22時30分
※受付は22時まで



予約不要

**健康教室:今日からできる認知症予防
~運動を取り入れて生活を見直してみよう~**

日時 9月10日(木) 13時30分~
場所 市役所本庁舎コンベンションホール
講師 長浜メディケアセンター認知症認定看護師
田中 久美子先生
問 湖北医師会 ☎0749-65-3600

ハンセン病元患者のご家族へ 厚生労働省
~対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。~
○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。
○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。
○補償金額: 180万円または130万円 ※一部同居等の要件あり
厚生労働省 補償金相談窓口 電話番号 03-3595-2262
受付時間 10:00~16:00 (月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)
請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで
ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

9月の救急医療

—休日にも具合が悪くなったとき—

休日の内科・小児科の救急医療は、当番制で対応しています。感染症対策のため、受診前に必ず電話連絡をし、マスクの着用、健康保険証(マイナ保険証)または資格確認証・お薬手帳・母子健康手帳などをお忘れなく。

医療体制		9/6 (日)	9/13 (日)	9/20 (日)	9/21 (月・祝)	9/22 (火・祝)	9/23 (水・祝)	9/27 (日)
第一次 医療体制 (比較的軽症など)	長浜米原休日急患診療所 (長浜市宮司町1181-2 ☎0749-65-1525) 受付時間 8時30分~11時30分 12時30分~17時30分	○	○	○	○	○	○	○
第二次 医療体制 (重症など)	診療時間 8時30分~ 翌朝8時30分	子どもの場合 日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤
	上記以外	市民	日赤	市民	日赤	市民	日赤	市民

日赤 ...長浜赤十字病院 市民 ...市立長浜病院

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000 ☎077-524-7856

- 相談日時 平日・土曜日18時~翌朝8時/日曜日・祝日9時~翌朝8時
- 対象者 県内在住の15歳以下のお子さんとその家族



こどもの救急ウェブサイト